（代理人選任なし）

審査請求書

令和〇年〇月〇日

審査庁
安中市長　宛

審査請求人
住所又は居所　安中市〇〇〇〇〇番地
氏　　　名　安中　太郎
電 話 番 号　027-000-0000

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、次のとおり審査請求をする。

1　審査請求に係る処分の内容
（1）処分者（いずれかのカナを〇で囲む。）
㋐ 安中市長　　　イ　その他（　　　　　　　　　　）
（2）処分通知書の日付
令和〇年　〇月　〇日
（3）処分通知書の番号
安　税　第　0000　号
（4）被処分者（いずれかのカナを〇で囲む。）
㋐ 審査請求人　　　イ　その他（　　　　　　　　　　）
（5）処分名
〇〇税減免不許可処分

2　審査請求に係る処分があったことを知った年月日
令和〇年　〇月　〇日

3　審査請求の趣旨
1記載の処分を取り消す、との裁決を求める。

・審査請求書の提出年月日を記載してください。
・郵送で審査請求を行う場合は、発送する日を記載してください。

「住所又は居所」
・住民票上の住所（住民票上の住所と居所が異なるときは、併せて居所）を記載してください。
「氏名」
・氏名を記載してください。
「電話番号」
・平日の昼間に連絡のつく電話の番号を記載してください。

「（１）処分者」
・ア又はイのいずれかを〇で囲み、イの場合には（）内に必要事項を記載してください。
「（２）処分通知書の日付」
・処分通知書に記載してある日付を記載してください。
「（３）処分通知書の番号」
・処分通知書に記載してある文書番号を記載してください。
「（４）被処分者」
・ア又はイのいずれかを〇で囲み、イの場合には（）内に必要事項を記載してください。
「（５）処分名」
・処分通知書により、特定できる場合に記載してください。

・一般的に、処分の書面が到達した日であり、審査請求期間は、通常、この日の翌日から起算して３か月以内です。
・処分があったことを知らなかった場合でも、処分のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求することができません。

・「審査請求の趣旨」とは、審査請求において求める結論です。具体的な内容を記載してください。

4　審査請求の理由

本件処分は、次のとおり違法である。
（１）本件処分は、・・・・・・である点で、安中市市税条例第〇条〇項の規定に違反する。
（２）本件処分は、・・・・・である点で、地方税法第〇条〇項の規定に違反する。

・審査請求の理由とは、審査請求の趣旨を裏付ける理由のことで、対象の処分が違法又は不当であるとする理由を記載します。審査請求は、苦情や要望に対応する制度ではありませんので「〇〇の制度をこう改めてほしい」というような制度一般の話ではなく「本件処分は、・・・・・・・である点で、安中市〇〇条例第〇条第〇項の規定に違反する」というように具体的に記載してください。
※この内容をどう記載したらよいかについては、公正な審理の観点から、処分を行った課でも審査を行う課でも相談に応じかねます。

5　処分庁の教示の有無及びその内容（いずれかの番号を〇で囲む。）
（１）次の内容の教示があった。
「この決定に不服がある場合は、この決定があったことをした日の翌日から起算して３月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、審査庁に審査請求することができます」との教示があった。
（２）添付書類に記載があるとおり
（書類名：　　　　　　　　　　）
（３）教示はなかった。

・通常、処分に係る書面の末尾等において、審査請求ができる旨、審査請求をすべき行政庁及び審査請求期間についての記載がありますので、「処分庁の教示の有無及びその内容」の欄には、こうした教示があったかどうかを記載します。
・教示文を書き写す場合は、（１）を〇で囲み、教示文全文を記載してください。
・処分に係る文書のコピーを添付する場合は、（２）を〇で囲んだ上で、______部分に書類名を記載してください。
・教示がなかった場合は、（３）を〇で囲んでください。

6　その他として、次の書類を提出する（ある場合のみ、いずれかの番号を〇で囲む。）。
（１）添付書類（　　　　　　　　　　）
（２）証拠書類（　　　　　　　　　　）
（３）その他（　　　　　　　　　　）

・その他として提出する書類がある場合に、該当する書類の番号を〇で囲み、______部分に書類名を記載してください。
・「５処分庁の教示の有無及びその内容」で、（２）を選択された場合は、（１）を〇で囲み、「原処分通知書の写し」と記載して、提出してください。

7　口頭意見陳述の希望の有無（いずれかの番号を〇で囲む。）
（１）希望する
（２）希望しない

口頭意見陳述は口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べることができるものです。
口頭意見陳述を希望するかしないか、いずれかの番号を〇で囲んでください。
口頭意見陳述は、審査請求人の申立てが必要となりますので、希望する場合には、必ず（１）を〇で囲んでください。